

学校いじめ防止基本方

野田市立福田第一小学校

1 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止対策の基本方針

- ① いじめは人間として絶対に許されない行為であるという認識をもつ。
- ② いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであるという認識をもつ。
- ③ いじめは生命にかかわる重大な問題であるという認識をもつ。
- ④ 学校教育活動全体を通じて「いじめをしない」「いじめをさせない」土壌を作り上げていく必要がある。
- ⑤ 学校は家庭・地域と一体となっていじめ防止対策を推進していく。

2 組織

(1) いじめ防止対策の組織

校内特別委員会に「いじめ防止対策委員会」を設ける。

校長（総括） — 教頭（渉外・調整） — 教務主任（記録）
— 生徒指導主任（相談窓口、指導）
— 学団主任（指導）
— 養護教諭（相談窓口）

スクールカウンセラー、PTA、警察、学校医

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・検証・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめに関する情報や問題行動に係る情報の収集・記録・共有化
- ④ いじめに対する組織的対応

(3) 会議の開催

- ① 年間3回（7月・11月・2月）の定例会の開催
- ② 必要により緊急会議を開催
- ③ 生徒指導主任を中心に、毎月職員会議で、気になる事案を把握する。

3 いじめの未然防止について

(1) 学校生活規律とマナーの徹底

- ① 挨拶・返事
- ② 正しい学習姿勢
- ③ 話の聞き方、発表の仕方
- ④ 安全意識の高揚

(2) わかる授業の展開

- ① 基礎基本の習得

②個を生かす少人数・個別指導等による学習支援の充実

(3) 体験活動の充実

①異学年交流（シスター活動、全校白熱教室）

②農業体験

③自然観察体験

④小中連携活動（けやきっ子音楽会）

⑤保育所との交流

(4) 人権教育・道徳教育の充実

(5) 児童会活動の充実

児童会主体によるいじめ防止の自発的な取組

(6) 保護者や地域との連携

①学校だより、学校ホームページによる学校情報発信といじめ防止対策の啓発

②親子人権講演会（6月または2月）の実施

③学級懇談会・個人面談時の情報共有

④学習・図書・下校支援等の学校ボランティア活動の活性化

⑤学校評価の実施と結果の説明

(7) メディアリテラシー研修及び教育の充実

4 いじめの早期発見について

(1) 児童の変化に気付く

①学級担任

- ・挨拶や返事の声の様子、表情の変
- ・学習の取組や友達との会話の様子
- ・服装、学習用具類の状況
- ・健康状態や欠席、遅刻の増
- ・家庭からの連絡

②養護教諭

- ・全校児童の健康状況、欠席状況の把握
- ・保健室利用時の表情の変化、雑談の内容

③生徒指導主任

- ・いじめに関するアンケート実施
- ・保健室や外部相談機関の利用の周知
- ・校内巡視における情報収集

④校長・教頭

- ・いじめに関する相談体制の整備
- ・学校における教育相談が適切に機能し、いじめ防止及び早期解決に資するもの

になっ

ているかを日常的に掌握する。

(2) 全校児童を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する。

①第1回「いじめ実態調査」実施（6月）

同追跡調査（9月）

継続支援状況の確認（通年）

②第2回「いじめ実態調査」実施（11月）

同追跡調査（1月）

継続支援状況の確認（通年）

(3) 教育相談の充実

①定期相談

「いじめ実態調査」の後に実施

第1回 7月～9月

第2回 11月～12月

②日常相談

児童が「いつでも、だれにでも」相談できるようにする。

(4) 家庭、地域との連携、情報の共有化

①家庭との連携

学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。さらに、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するように啓発する。

②PTAや地域との連携

学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、いじめ問題についてPTAと協議する機会を設ける。(いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を示し、速やかに学校に相談するように啓発する。)

(5) 学校便り、ホームページ、PTA広報等の活用

いじめ防止・対策にかかわる依頼、いじめ防止・改善にかかわる行事への参加協力依頼及び啓発活動を行う。

学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。さらに、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するように啓発する。(再掲)

(6) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

5 いじめの相談・通報体制について

(1) 日常的に児童との教育相談を進める。学校内組織として学年内、生徒指導部会と相談して進める。相談体制を整備して、教育相談の充実を図る。

①校内相談体制を整備する。

②教育相談期間を設置する。

③相談室・個別対応教室を整備する。

④保護者自由参観及び相談を日常化する。

⑤教育相談箱を設置する。

(2) 学校の相談窓口、野田市の「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。

①学校の相談窓口担当者(養護教諭、生徒指導主任、教頭)

②ひばり教育相談 TEL04(7125)8088

③学校・野田市以外の主な相談窓口

・県子どもと親のサポートセンター TEL 0120(415)446 ※24時間対応

・24時間子供SOSダイヤル TEL 0120(0)78310

・ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター)

(非行・犯罪被害などに関すること) TEL 0120(783)497

・千葉いのちの電話 TEL 043(227)3900

・子どもの人権110番 TEL 0120(007)110

・チャイルドライン千葉 TEL 0120(99)7777

・よりそいホットライン TEL 0120(279)338

(3) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。ひばり教育相談員、スクールカウンセラーの学校派遣を依頼し、協力・助言を得る。

6 いじめを認知した場合の対応について

いじめの疑いがある行為の発見や情報が入った場合は、学校組織全体で誠実に対応し、問題を確実に解消していく。

(1) 情報を収集する。(学級担任・養護教諭等)

教職員、児童、保護者、地域住民、その他から情報を集める。

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、被害児童の安全を確保し、校長に速やかに報告する。暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えに真摯に耳を傾け、その内容を校長に報告して次の対応の指示を仰ぐ。
- ③発見・通報を受けた場合は、校長の指示のもと、速やかに関係児童や保護者から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ④聞き取りの場所、時間等は、他の児童の目に触れないよう配慮し、慎重に行う。
- ⑤いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑥教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際に得られた情報は確実に記録に残す。
- ⑦一つの事象のみで判断することなく、いじめの全体像を正確に把握する。

(2) 支援体制・指導体制を整える。(事案に応じた組織編成)

- ①正確な実態把握に基づき、支援体制を組み方を決定する。学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職等で役割を分担する。

(被害者のために何ができるのかを考える。)

いじめられた児童への支援。

- ・いじめた児童への指導。
 - ・その保護者への対応。
 - ・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。
- ②ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為は見逃さず、早い段階からの確に関わりを持つことを重視する。
 - ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ④現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、組織をあげてより適切に対応する。

7 いじめを認知した場合の支援・指導について

(1) 子供への支援・指導を行う。

校長の指示のもと、全校体制で支援・指導を行う。

1 いじめられた児童への支援

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に**寄り添い支える体制(話をよく聞く)**をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

2 いじめた児童への指導

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、相談機関や所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書、趣味などで心の安定を図る力を育む。

③学級担任等

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見て見ぬふりしていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つことが必要であることを伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④組織

- ・解決が困難な事案が発生した場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(2) 保護者と連携を図る。（学級担任を含む複数の教員）

関係教職員を中心に、即日関係児童生徒の家庭訪問を行う。

- ①家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応。）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ②いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
（自殺の企図、重大障害、金品の重大な被害、精神性の疾患 等）
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。
（30日が目安、一定期間連続して欠席した場合も）
- ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合。

(2) 重大事態の対処

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課長へ速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

9 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- ①いじめ防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。

②基本方針は、学校ホームページで公表する。

(2) いじめ防止の取り組みについて

①学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、児童、教職員、保護者が評価する。

②評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。

③評価結果を公表し、児童、保護者、地域へ周知する。

10 年間指導計画

別紙による